

(使用者心得)

- 1 次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は条件を変更し若しくは使用を制限し、又は停止します。
 - (1) 許可の目的又は条件に違反したとき。
 - (2) 使用の権利を他人に譲渡し又は転貸したとき。
 - (3) 使用料を期日までに納入しないとき。
 - (4) 公園を害する恐れがあると認めたとき。
 - (5) 公園の管理上支障があると認めたとき。
 - (6) その他小郡市都市公園条例及び同施行規則に違反したとき。
- 2 前項の理由により使用の取り消し等をされた使用者に損害があっても、市は一切その責を負いません。
- 3 許可の取り消しがあったとき又は使用期間が満了したときには、直ちに施設を取り除き原状に復旧して返還しなければなりません。
- 4 この許可証は、使用の際は常に携帯して係員の求めに応じて提示してください。
- 5 その他使用中は係員の指示及び注意に従ってください。